

平成二十三年二月十日受領  
答弁第四一號

内閣衆質一七七第四一號

平成二十三年二月十日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出雪寒指定路線の見直しに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出雪寒指定路線の見直しに関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「雪寒指定路線」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和三十一年法律第七十二号）第三条第一項の規定に基づき指定されている路線の延長は、平成二十年四月時点で、十一万六千五百三十七キロメートルである。

二について

御指摘の「除排雪が必要とされる」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難である。

三及び四について

御指摘の「地域の実態と大きな乖離」の意味するところが必ずしも明らかでないため、お答えすることは困難である。

いずれにせよ、冬期間の除排雪については、万全を期して対応してまいりたい。